

厚生労働省
○ 経済産業省告示第三号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第十一条の規定に基づき次に掲げる優先評価化学物質の指定を取り消したので、公示する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

経済産業大臣 赤澤 亮正

環境大臣 石原 宏高

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第11条の規定に基づき指定を取り消した優先評価化学物質の名称	整理番号
67	テレフタル酸ジメチル	(3)-1328
170	デカン-1-オール	(2)-217
200	ベンジル（ジメチル）（オクチル）アンモニウムの塩	(3)-2694
242	[ジメチル（オクタデシル）アザニウムイル] アセタート	(2)-1291
		(2)-2709
246	エチル=2-フェニルプロパノアート	(3)-1730

248 3 a, 4, 5, 6, 7, 7 a - ヘキサヒドロ - 1 H - 4, 7 - メタノイ (4) - 658
ンデン - 5 - イル = アセタート